

具体的な対応の方向

具体的な対応策	対応	備考
①認可保育所の機能の拡充		A ：速やかに対応 B ：平成23年度予算要求も含め、早急に検討を開始 C ：子ども・子育て新システムを見据えた対応 D ：今後の沖縄振興策の議論の中で検討
ア 保育所「分園」の設置促進(地域の余裕スペースの活用)		
「安心子ども基金」の追加配分(約20億円)により、地域の余裕スペースを活用した「分園」の設置を推進することとし、内閣府連絡窓口を通じた相談・支援とフォローアップを行う。	A	・平成22年3月末に関係省庁連名で全国に「地域の余裕スペースの活用促進」に関する通知を发出するとともに、内閣府連絡窓口を設けたところであり、国と沖縄県が協力して相談・支援とフォローアップを着実に実施する。
イ 沖縄県「安心子ども基金」の使途の弾力化		
「安心子ども基金」のうち、保育所整備以外に充てられる予定の経費(地域子育て創生事業費など)について、緊急的に必要な保育所整備への使途変更を認める。	A	・沖縄県が「安心子ども基金」の使途を保育所整備に重点化する使途変更について、厚生労働省と協議を行いながら実施する。 ・平成22年2月に一部使途変更されたところであるが、今後とも、必要に応じ、同基金の他のメニューの執行状況等も勘案しながら対応する。
ウ 認可保育所の定員枠の弾力的運用の拡大		
児童福祉施設最低基準を遵守しつつ、定員の弾力化により、最大限の受け入れを行う。(平成22年度より弾力化の制限(125%まで)が撤廃)	A	・定員弾力化の拡大の趣旨について、あらためて沖縄県から各市町村に周知徹底するとともに、その実施を促進する。
エ 小規模保育所の認可促進		
小規模な認可外保育施設(定員60人未満)の認可化を促進することとし、市町村への働きかけと協議を行う。	B	・待機児童対策基金を活用した認可化促進事業において支援策の検討を行う。
	C	・子ども・子育て新システムの「多様な給付メニュー」のうち、「小規模サービス」に関する先駆的・モデル的事業を沖縄で試行することについて検討する。
オ 公立保育所の老朽化対策の促進(あわせて定員を拡充)		
老朽化した公立保育所を改修する事業を進め、あわせて定員を拡充する。	D	・現振興計画期間内(~H23年度)においては、公立保育所の整備費に沖縄振興特別交付金が充当されている。引き続き、計画期間後(H24年度~)についても、振興審議会の議論を踏まえて検討する。 ※沖縄振興特別交付金：三位一体の改革により廃止された国庫補助負担金のうち、補助負担率の嵩上げ措置がなされていた事業に充てる交付金

具体的な対応策	対応	備考
②家庭的保育事業（保育ママ）の推進		
ア 家庭的保育事業（保育ママ）の周知・普及促進		
市町村担当者、保育所、認可外保育施設の保育士等に対する研修や働きかけを行うなど、「家庭的保育事業（保育ママ）」の周知と普及の促進を図る。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心こども基金」を活用し、沖縄県が研修事業を実施するなどにより、家庭的保育に関する周知と普及を推進する。 ・その際、NPO家庭的保育全国連絡協議会などと連携協力する。
イ 認可外保育施設を活用した家庭的保育の共同実施		
認可外保育施設（の一部）を「家庭的保育（保育ママ）の共同実施施設」として位置付け、保育ママが複数人集まる形式で家庭的保育を実施することを検討する。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・「家庭的保育事業ガイドライン」の要件を満たしているかどうか必要に応じて厚生労働省に照会を行いつつ、認可外保育施設において家庭的保育事業の実施が可能であることを沖縄県内自治体や認可外保育施設に周知を行い、その活用を図るとともに、必要に応じて、沖縄県において事例集等を作成する。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て新システムの「多様な給付メニュー」のうち、「家庭的保育」「小規模サービス」に関する先駆的・モデル的事業を沖縄で試行することについて検討する。
③幼稚園の活用		
ア 「預かり保育」の推進		
公立幼稚園における預かり保育の完全実施に向けて、取組みを推進する。その際、老朽化した公立幼稚園の改築にあわせて、必要なスペースを確保し、預かり保育の実施場所を整備する取組を推進することを検討する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心・安全な学校づくり交付金」（補助率：全国1/3・沖縄2/3）の活用等により、取組を進める。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保一体化」を含めた子ども・子育て新システムの活用を目指す。
イ 低年齢児（3～4歳児）の受入れ拡大		
公立幼稚園において2年保育・3年保育を推進する。その際、老朽化した公立幼稚園の改築にあわせて、必要なスペースを確保し、低年齢児受入れの実施場所を整備する取組を推進することを検討する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・「安心・安全な学校づくり交付金」（補助率：全国1/3・沖縄2/3）の活用等により、取組を進める。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保一体化」を含めた子ども・子育て新システムの活用を目指す。
ウ 認定こども園の活用		
幼稚園における長時間保育のニーズに対応するため、例えば、近隣の認可外保育施設と連携して「認定こども園」（幼稚園型。できるだけ幼保連携型への移行を目指す。）として整備することを検討する。	B	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県において、認定こども園の整備促進方策について検討する。
	C	<ul style="list-style-type: none"> ・「幼保一体化」を含めた子ども・子育て新システムの活用を目指す。
エ 放課後児童クラブの活用		
沖縄県では、放課後児童クラブが幼稚園児（5歳児）の降園後の居場所となっており、特例的に、幼稚園児を放課後児童クラブの対象として認められているが、当該措置を当面継続する。	A	<ul style="list-style-type: none"> ・現行の特例措置の継続について、厚生労働省と協議を行う。

具体的な対応策	対応	備考
④認可外保育施設の認可化及び質の向上に対する支援		
ア 「地域の子育て支援拠点」として支援		
<p>沖縄では、歴史的な事情により、認可外保育施設が数多く存在しており、保育機能を有する施設として広く一般的に社会的に認識されている。同時に、沖縄の認可外保育施設は、地域における子育て支援機能も有している。このように、地域の子育て支援の役割も果たしている認可外保育施設について、県・市町村及び国として、必要な対応を検討する。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策交付金（ソフト交付金）の活用を検討する。また、沖縄に特有の事情を踏まえ、沖縄振興策等の一環（沖縄振興特別調整費の活用等）として検討を行う。
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・現沖縄振興計画期間（H14～H23）以降の措置については、沖縄振興審議会の議論の中で検討していく。
イ 一定の質が確保された認可外保育施設への支援		
<p>待機児童の適切な保護を図るため、認可外保育施設指導監督基準を達成している施設や一定数以上の待機児童を受け入れている施設への期間限定の支援について検討する。</p> <p>例えば、「新すこやか保育事業」の上乗せや待機児童受入保育施設としての認定などが考えられる。</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県において、制度の拡充について検討する。その検討状況や沖縄に特有の事情を踏まえ、沖縄振興策等の一環（沖縄振興特別調整費の活用等）として検討を行う。
	D	<ul style="list-style-type: none"> ・現沖縄振興計画期間（H14～H23）以降の措置については、沖縄振興審議会の議論の中で検討していく。
ウ 認可促進のための支援・相談体制の整備		
<p>認可化の「好事例集」や「認可化マニュアル」を作成するとともに、担当員（認可化支援アドバイザー（仮称））や認可化の支援・相談窓口を設けて、認可化を希望する認可外保育施設事業者が、随時相談できる仕組みをとす。また、研修の際に認可保育所の最低基準や社会福祉法人の設立要件等についても周知を図る。</p> <p>認可化に要する事務の繁雑さが負担となっていることから、新たに事務経費について財政支援を行うことを検討する。</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県において、認可化の「好事例集」や「認可化支援マニュアル」を作成するとともに、認可化の支援・相談窓口を設置し担当員（認可化支援アドバイザー（仮称））を明確にし、周知を図る。 ・認可化にあたっての県、市町村の役割や担当窓口の周知を図る。 ・「待機児童対策基金」の対象を事務経費にも拡大することを検討する。

具体的な対応策	対応	備考
⑤円滑な推進体制の整備等		
ア 「待機児童対策基金」による認可化支援事業等の周知徹底		
<p>待機児童対策基金の趣旨を周知徹底し、有効活用を図る。 ※約3割の事業者が待機児童対策基金について知らないという実態。 ※「待機児童対策基金」による認可外保育施設指導監督基準未達成の施設に対する施設改善費の助成について、同基準を満たしていた施設が同基準を満たさない状況となった場合には助成対象外となる、と受け止めている事業者もいる。</p>	A	<p>・沖縄県において、市町村等との連携を強化し、認可外保育施設の研修等、様々な機会を通じて待機児童対策基金の趣旨について周知し、有効活用を図る。</p>
イ 「待機児童対策基金」の継続（平成24年度～）の検討		
<p>基金措置期間（H20～23年度）以降も認可化を促進するため、待機児童対策基金の継続について検討する。 ※ 約6割の事業者が認可化を希望しており、「認可化を希望する時期が基金措置期間からはずれている」とする施設が3割以上。</p>	D	<p>・現沖縄振興計画期間（H14～H23）以降の継続については、沖縄振興審議会の議論の中で検討していく必要がある。その際、待機児童対策基金の活用状況についても勘案する必要がある。</p>
ウ 認可外保育施設と認可保育所との「連携・提携」の仲介		
<p>認可外保育施設が、認可化や質の向上の観点から、近隣の認可保育所に助言・支援を求める場合、両者の連携・提携の橋渡しを行う。</p>	A	<p>・沖縄県において担当員（認可化支援アドバイザー（仮称））を配置し、市町村と連携しながら当事者に対して必要な助言等を行う体制を整備する。</p>
エ 沖縄県・市町村・保育関係者との連携強化		
<p>待機児童対策基金による認可化や家庭的保育事業（保育ママ）の推進など新たな事業展開へ向け、沖縄県、市町村をはじめ認可保育所、認可外保育施設、幼稚園関係者及び有識者等からなる意見交換の場（「地域連絡推進協議会」（仮称））を設ける。</p>	A	<p>・沖縄県において、定期的に「地域連絡推進協議会（仮称）」を開催する。</p>
オ 福祉人材バンクの活用促進		
<p>資格を持ちながら保育士として働いていない者の福祉人材バンクへの登録を促す等、県内の認可保育所や認可外保育施設等への就職の円滑化を図る。</p>	B	<p>・沖縄県福祉人材研修センターが行っている「福祉人材の養成確保事業」を効果的に活用し、認可保育所への保育士の就職を促進するとともに、認可外保育施設への対応について検討を行う。</p>